

特区の動きについて

特区担当（本部事務局）

1. 国家戦略特区の認定状況

関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）及び養父市における規制改革事項等の認定状況は、関西圏 26 事業、養父市 20 事業であり、28 年度は 14 事業（関西圏 10 事業、養父市 4 事業）について、内閣総理大臣の認定を受けた。

■認定を受けた主な規制改革事項（平成 28 年度）

（関西圏）

○家事支援外国人受入事業

（外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）

○特定実験試験局制度に関する特例事業（特定実験試験局制度に関する特例）

○都市公園占用保育所等施設設置事業（都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例）

（養父市）

○法人農地取得事業（企業による農地取得に係る農地法の特例）

2. 関西イノベーション国際戦略総合特区の状況（平成 23 年 12 月指定）

平成 28 年度が最終年度であった総合特区計画の更新について、平成 29 年 3 月 27 日付けで国の認定を受けた。

○指定区域：京都府・大阪府・兵庫県・京都市・大阪市・神戸市の 9 地区

○これまでの成果

認定案件：合計 92 件（規制緩和 2 件、税制・金融支援 56 件、財政支援 34 件）

■新計画の概要（計画期間：平成 29 年度～平成 33 年度）

これまでの計画内容を継続するとともに、下記 2 区域を追加。

○区域追加

（北大阪地区）

・ダイキン工業(株) テクノロジー・イノベーションセンター（大阪府摂津市）
省エネ・環境技術やライフサイエンス技術との融合による新規事業創出

（けいはんな学研都市地区）

・高の原駅前開発エリア（京都府木津川市）

スマートコミュニティ実証事業（商業施設から集合住宅への非常時電力融通等）

○既認定プロジェクトを継続

ライフサイエンス分野、バッテリー等のグリーン分野における研究開発促進等